（施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準）

第三十条　施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～五　［略］

六　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた特定事業者（以下「承認特定事業者」という。）が同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認特定事業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

２・３　［略］

（施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準）

第三十一条　施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～七　［略］

八　承認特定事業者が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認特定事業者に対して出資し、若しくは他の承認特定事業者とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

２～５　［略］

第三十二条　［略］

（施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準）

第三十条　施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～五　［略］

六　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者及び組合等」という。）が同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

２・３　［略］

（施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省で定める基準）

第三十一条　施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～七　［略］

八　承認中小企業者及び組合等が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

２～５　［略］

第三十二条　［略］

（施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準）

第三十三条　施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準は、中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた一般社団法人（前条の要件を満たすものに限る。以下、この条において同じ。）が、同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認特定事業者（一般社団法人を除く。）に対し出資し、又は他の一般社団法人とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

２　［略］

第三十四条～第四十条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
２～６　［略］	２～６　［略］
７　この省令において「株式会社事業後継者」とは、法第十二条第一項第一号ホに規定する株式会社事業後継者をいう。	［新設］
８　この省令において「特例株式会社」とは、法第十五条第一項に規定する特例株式会社をいう。	［新設］
９～32　［略］	７～30　［略］
第二条～第五条の二　［略］	**第二条～第五条の二**　［略］